# 名古屋市公報

令和 4年 7月13日

第160号

名 古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名 古 屋 市 役 所 電話 [052] 972-2246

編集兼 発行人

<sup>開集報</sup> 名古屋市総務局行政部法制課長

目	次		^° ¬ジ
規	則		
○ 名古屋市土木事務所設置規則	川の一部を改正する規則の施行期		
日を定める規則	(緑土・総務課)	(第78号)	7
	前の一部を改正する条例の施行期		
日を定める規則	(財政・税制課)	(第79 <del>号</del> )	8
	设置規則及び名古屋市市税条例施		
行細則の一部を改正する等の	の規則の施行期日を定める規則		
	(財政・税制課)	(第80号)	9
	の位置、名称、所管区域及び事務		
分掌に関する条例の一部を改	女正する条例の施行期日を定める		
規則	(ス市・区政課)	(第81号)	10
○ 福祉事務所設置条例の一部を	と改正する条例の一部の施行期日		
を定める規則	(健福・総務課)	(第82号)	11
○ 名古屋市保健所条例の一部を	と改正する条例の施行期日を定め		
る規則	(健福・総務課)	(第83号)	12
○ 名古屋市事務分掌条例施行組	H則の一部を改正する規則		
	(総務・行政改革推進室)	(第84号)	_ 13
告	示		
○ 名古屋市中小企業振興会館 <i>0</i>	)指定管理者の公募		
	(経済・産業企画課)	(第419号)	17
○ 粗大ごみ処理手数料の収納事	事務の委託について		
	(環境・作業課)	(第420号)	20
○ 土壌汚染対策法に基づく形質	質変更時要届出区域の指定につい		
7	(環境・地域環境対策課)	(第421号)	24
○ 土壌汚染対策法に基づく形質	質変更時要届出区域の指定の解除		
について	(環境・地域環境対策課)	(第422号)	26
○ 市民の健康と安全を確保する	る環境の保全に関する条例に基づ		
く形質変更時届出管理区域の	)指定について		
	(環境・地域環境対策課)	(第423号)	27
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第424号)	28
			_
○ 課の係及び分掌事務規程の一	一部改正(総務・行政改革推進室)	(第26号)	35

#### 教育委員会告 示 ○ 熱田生涯学習センターの臨時休室について (第15号) 39 ○ 教育委員会定例会の開催について (第16号) 40 上 下 水 道 局 告 示 ○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第9号) 41 交 告 通 局 示 ○ なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発行 及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類につい て (第8号) 48 告 公 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課) 51 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課) 53 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の (経済・地域商業課) 公告 55 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の (経済・地域商業課) 57 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課) 59 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の (経済・地域商業課) 61 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告 (経済・地域商業課) 64 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課) 66 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の (経済・地域商業課) 68 公告 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課) 70 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の (経済・地域商業課) 72 公告 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課) 75 ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の

公告

(経済・地域商業課)

(経済・地域商業課)

(経済・地域商業課)

78

81

84

$\bigcirc$	大規模小売店舗立地法による	大規模小売店舗の変更の届出の	
	公告	(経済・地域商業課)	86
$\bigcirc$	大規模小売店舗立地法による	大規模小売店舗の変更の届出の	
	公告	(経済・地域商業課)	88
-			
	雑	報	
$\bigcirc$	<b>雑</b> 教育委員会の人事異動	<b>報</b> (教育・総務課)	91

## 規則のあらまし

○ 名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則(第78号)

## 1 内容

名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則(令和 4年名古屋市 規則第44号)の施行期日を令和 5年 1月 4日と定めるものです。

○ 名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第79号)

#### 1 内容

名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例(令和 4年名古屋市 条例第30号)中第 2条の表の改正規定の施行期日を令和 5年 1月 4日と定 め、第 3条を削る改正規定の施行期日を同年 4月 1日と定めるものです。

○ 名古屋市市税事務所出張所設置規則及び名古屋市市税条例施行細則の一部 を改正する等の規則の施行期日を定める規則(第80号)

#### 1 内容

名古屋市市税事務所出張所設置規則及び名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する等の規則(令和 4年名古屋市規則第72号)中第 1条の規定並びに第 3条のうち名古屋市市税条例施行細則(昭和31年名古屋市規則第39号)第 3条第 1項の表固定資産税の項の改正規定、同条第 2項の表の改正規定(同表右欄に係る部分に限る。)及び同条第 4項の改正規定の施行期日を令和 5年 1月 4日と定め、第 2条の規定並びに第 3条のうち同規則第 3条第 2項の表の改正規定(同表左欄に係る部分に限る。)及び第 5号様式の改正規定の施行期日を同年 4月 1日と定めるものです。

○ 区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する 条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第81号)

#### 1 内容

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例の一部を改正する条例(令和 4年名古屋市条例第13号)の施行期日を令和 5年 1月 4日と定めるものです。

○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (第82号)

#### 1 内容

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例(令和 4年名古屋市条例第22 号)の一部の施行期日を令和 5年 1月 4日と定めるものです。

- 名古屋市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第83 号)
  - 1 内容

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例(令和 4年名古屋市条例第25号)の施行期日を令和 5年 1月 4日と定めるものです。

- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則(第84号)
  - 1 改正内容
    - (1) アジアパラ競技大会の開催決定による組織名称の変更に伴い、規定を整備します。(第 1条、第 2条及び第 9条関係)
    - (2) 中小企業事業展開支援事業を実施するため、経済局産業労働部主幹(新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等)を増設することに伴い、規定を整備します。 (第 9条関係)
  - 2 施行期日

令和 4年 7月11日から施行します。

# 達のあらまし

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程
  - 1 改正内容
    - (1) アジアパラ競技大会の開催決定による組織名称の変更に伴い、規定を 整備します。(第 1条関係)
    - (2) 中小企業事業展開支援事業を実施するため、経済局産業労働部産業企 画課主査(新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等)を増設 することに伴い、規定を整備します。(第 1条関係)
  - 2 施行期日

令和 4年 7月11日から施行します。

名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年7月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第78号

名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則の施行期日を 定める規則

名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則(令和4年名古屋市規則 第44号)の施行期日は、令和5年1月4日とする。 名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年7月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第79号

名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を 定める規則

名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例 第30号)中第2条の表の改正規定の施行期日は令和5年1月4日とし、第3条 を削る改正規定の施行期日は同年4月1日とする。 名古屋市市税事務所出張所設置規則及び名古屋市市税条例施行細則の一部を 改正する等の規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年7月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第80号

名古屋市市税事務所出張所設置規則及び名古屋市市税条例施行細 則の一部を改正する等の規則の施行期日を定める規則

名古屋市市税事務所出張所設置規則及び名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する等の規則(令和4年名古屋市規則第72号)中第1条の規定並びに第3条のうち名古屋市市税条例施行細則(昭和31年名古屋市規則第39号)第3条第1項の表固定資産税の項の改正規定、同条第2項の表の改正規定(同表右欄に係る部分に限る。)及び同条第4項の改正規定の施行期日は令和5年1月4日とし、第2条の規定並びに第3条のうち同規則第3条第2項の表の改正規定(同表左欄に係る部分に限る。)及び第5号様式の改正規定の施行期日は同年4月1日とする。

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年7月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第81号

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌 に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第13号)の施行期日は、令和5年1月4日とする。

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 4年 7月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

## 名古屋市規則第82号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例(令和 4年名古屋市条例第22号) 中別表第 1の改正規定の施行期日は、令和 5年 1月 4日とする。 名古屋市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに 公布する。

令和 4年 7月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

## 名古屋市規則第83号

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規 則

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例(令和 4年名古屋市条例第25号) の施行期日は、令和 5年 1月 4日とする。 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第84号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則(平成12年名古屋市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「アジア競技大会推進室」を「アジア・アジアパラ競技大会 推進室」に、「アジア競技大会選手村後利用開発推進室」を「アジア・アジア パラ競技大会選手村後利用開発推進室」に改める。

第2条総務局総合調整部の項中「アジア競技大会推進室」を「アジア・アジアパラ競技大会推進室」に改め、同部アジア・アジアパラ競技大会推進室の項第1号から第5号まで及び第7号中「アジア競技大会」を「アジア・アジアパラ競技大会」に改め、同項中第8号を削り、同条住宅都市局都市整備部の項中「アジア競技大会選手村後利用開発推進室」を「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室」に改め、同部アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室の項第1号中「アジア競技大会選手村後利用開発」を「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発」を「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発」を「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発」に改める。

第9条第1項の表総務局総合調整部選手村に係る総合調整の項を次のように 改める。

選手村に係1アジア・アジアパラ競技大会の選手1る総合調整村に係る総合調整に関すること。

第9条第1項の表総務局総合調整部競技会場に係る連絡調整の項を次のよう に改める。

競技会場に1アジア・アジアパラ競技大会の競技1係る連絡調会場に係る連絡調整に関すること。整

第9条第1項の表総務局総合調整部アジアパラ競技大会に係る企画調整の項 を次のように改める。

 アジア・ア
 1 局長の指定するアジア・アジアパラ 競技大会の推進に係る総合調整に関すること。

 技大会に係 ること。

 る企画調整 2 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。

 3 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の計画等に関すること。

 4 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。

 5 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。

第9条第1項の表スポーツ市民局スポーツ推進部アジア競技大会に係る施設 整備等の項を次のように改める。 アジア・ア1アジア・アジアパラ競技大会の競技1ジアパラ競会場に係るスポーツ施設の整備に関す技大会に係ること。る施設整備2スポーツ施設に係る特命事項の処理等に関すること。

第9条第1項の表スポーツ市民局スポーツ推進部アジアパラ競技大会に係る スポーツ施策の調整の項を次のように改める。

 アジア・ア
 1
 アジア・アジアパラ競技大会に係る
 1

 ジアパラ競
 スポーツ施策の調整に関すること。

 技大会に係る
 3スポーツ

 施策の調整
 1

第9条第1項の表経済局産業労働部新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等の項を次のように改める。

新型コロナ 1 新型コロナウイルス感染症対策に係 2 ウイルス感 る事業者支援等に関すること。 染症対策に 2 前号に掲げる事項に係る経理に関す 係る事業者 ること。 支援等

第9条第1項の表住宅都市局都市整備部アジア競技大会選手村後利用に係る 民間開発の推進の項を次のように改める。

アジア・ア1アジア・アジアパラ競技大会選手村1ジアパラ競後利用に係る民間開発の推進に関する技大会選手こと。村後利用に係る民間開発の推進

附則

1 この規則は、令和4年7月11日から施行する。

2 出納員等に関する規則(昭和53年名古屋市規則第52号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1現金出納員1出納員の表総務局の項第1号中「総合調整部アジア 競技大会推進室」を「総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進室」に改 め、同表住宅都市局の項第1号中「同部アジア競技大会選手村後利用開発推 進室」を「同部アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室」に改 める。

別表第2物品出納員1出納員の表本庁の項第1号中「同部アジア競技大会 推進室」を「同部アジア・アジアパラ競技大会推進室」に、「同部アジア競 技大会選手村後利用開発推進室」を「同部アジア・アジアパラ競技大会選手 村後利用開発推進室」に改める。 名古屋市告示第 419 号

名古屋市中小企業振興会館の指定管理者の公募

名古屋市中小企業振興会館条例(昭和58年名古屋市条例第26号)第10条第1項の規定により、名古屋市中小企業振興会館の指定管理者を次のとおり募集します。

令和4年7月4日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 施設名及び所在地
  - (1) 施設名 名古屋市中小企業振興会館
  - (2) 所在地 名古屋市千種区吹上二丁目 6 番 3 号

#### 2 業務の範囲

- (1) 施設の供用等に関する業務
  - ア 施設の供用のため、施設及び附属設備の使用申込の受付、使用許可等 に関する業務(ただし、工事等の都合により、本市との協議が必要に なる場合があります。)
  - イ 施設及び附属設備の利用料金並びに、施設の使用(目的外使用を含みます。)に係る電気、ガス、水道の料金その他の料金で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものの徴収等に関する業務
- (2) 施設の維持管理及び修繕に関する事務(原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。)
- (3) 事業計画書及び収支予定書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出に関する業務(市は、必要に応じて随時報告書等の提出を求めます。)

- (4) 管理運営状況の点検・評価並びに利用者満足度調査等の業務
- (5) 指定期間終了に当たっての引継業務
- (6) 災害や事故における対応業務
- (7) 名古屋市中小企業振興会館の利用促進に関する業務
- (8) 利用者サービスの向上に関する業務
- (9) その他管理運営に必要な業務
- 3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

- 4 公募に関する書類の受付場所等
  - (1) 問合せ先

名古屋市経済局産業労働部産業企画課(名古屋市役所本庁舎5階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-2412

ファクシミリ番号 052-972-4136

電子メール a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp

#### (2) 募集期間

令和4年7月4日(月)から同年8月10日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードする ことができます。

アドレス

https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000095538.html

## (3) 申請書類の受付

令和4年8月8日(月)から同年8月10日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)。

申請される場合は、あらかじめ令和4年8月8日(月)までに電話にて

連絡したうえで、令和4年8月10日(水)までに(1)の問合せ先までお持ちいただくか、郵送してください。(締切日必着)

5 募集内容の詳細等 募集要項によります。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

#### 名古屋市告示第 420号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 4年 7月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 委託した相手方

## 委託した相手方

名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 1番地

株式会社アオキスーパー

代表取締役社長 青木 俊道

名古屋市中村区名駅五丁目25番 1号

イオンリテール株式会社

東海カンパニー人事総務部長 木村 英二

名古屋市千種区内山二丁目13番

株式会社スギヤマ薬品

代表取締役社長 杉山 貞之

名古屋市緑区六田一丁目 160番地

株式会社スーパーヤマダイ

代表取締役 近藤 智也

名古屋市中村区名駅五丁目25番 1号

イオンリテールストア株式会社

東海カンパニー管理部長 木村 英二

東京都千代田区岩本町三丁目10番 1号

山崎製パン株式会社

デイリーヤマザキ事業統括本部長 植田 一裕

名古屋市中区正木一丁目10番 6号

名古屋酒販協同組合

代表理事 藤村 和優

名古屋市熱田区川並町 2番22号

名古屋青果物商業協同組合

理事長 久松 市吾

岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

大阪市鶴見区今津南一丁目 5番32号

株式会社コノミヤ

代表取締役 芋縄 隆史

名古屋市北区丸新町34番地

株式会社ビー・アンド・ディー

代表取締役社長 上條 明子

東京都港区芝浦三丁目 1番21号

株式会社ファミリーマート

代表取締役 細見 研介

名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番 6号

株式会社フィールコーポレーション

代表取締役 串田 崇

千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1

ミニストップ株式会社

代表取締役 藤本 明裕

和歌山市中島 185番地の 3

株式会社オークワ

代表取締役 大桑 弘嗣

名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1

生活協同組合コープあいち

専務理事 箕浦 明海

名古屋市中村区岩塚町字西枝 1番地の 1

株式会社ヤマナカ

代表取締役 中野 義久

愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

ユニー株式会社

代表取締役 関口 憲司

名古屋市中川区宮脇町 2丁目11番地

株式会社ヨシヅヤ 太平通り店

店長 木田 高弘

名古屋市中区金山一丁目14番18号

株式会社ローソン

愛知・静岡営業部営業部長 稲葉 亮二

名古屋市緑区池上台二丁目20番地

株式会社米増商店

代表取締役 近藤 恒人

名古屋市中区伊勢山二丁目 7番28号

愛知県たばこ販売協同組合名古屋中支部

支部長 武田 利康

東京都千代田区二番町 8番地 8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1295番地 1

マックスバリュ東海株式会社

代表取締役社長 神尾 啓治

名古屋市東区東大曽根町25番 9号

株式会社不二屋

取締役社長 成瀬 敏典

名古屋市北区杉栄町 2丁目48番地

株式会社トミダ

代表取締役 富田 克美

名古屋市千種区今池三丁目31番 6号

合資会社福島商店

代表社員 福島 初男

名古屋市東区徳川町 522番地

徳川公設市場協同組合

代表理事 大屋 康治

## 2 収納を委託した手数料

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 4年名古屋市条例 第46号)第32条第 1項に規定する一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ処理手 数料に限る。)

#### 3 委託期間

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

名古屋市環境局事業部作業課

名古屋市告示第 421号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第 1項の規定に基づき、特定 有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届 出をしなければならない区域を指定します。

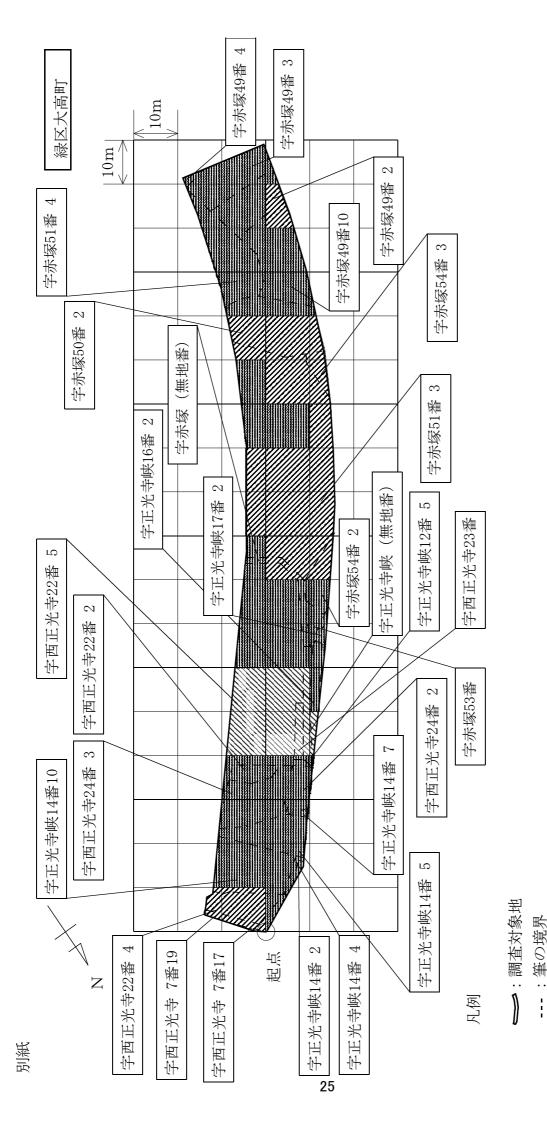
令和 4年 7月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 指定する区域

名古屋市緑区大高町字赤塚49番 2の全部、49番 3の一部、49番 4の一部、49番10の全部、50番 2の全部、51番 3の全部、51番 3地先、51番 4の全部、53番の全部、54番 2の全部及び54番 3の全部、字正光寺峡12番 5の全部、14番 2の一部、14番 4の全部、14番 5の全部、14番 7の全部、14番10の全部、16番 2の全部、16番 2地先及び17番 2の全部並びに字西正光寺 7番17の一部、7番19の一部、22番 2の全部、22番 4の全部、22番 5の全部、23番の全部、24番 2の全部及び24番 3の全部(詳細は別紙のとおり)

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



:形質変更時要届出区域(砒素及びその化合物(土壌溶出量基準不適合)並びにふっ素及びその化合物(土壌溶出量基準不適合) 

(ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))

。(砒素及びその化合物(土壌溶出量基準不適合))

: 形質変更時要届出区域

:形質変更時要届出区域

名古屋市告示第 422号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第 2項の規定に基づき、令和 4年名古屋市告示第 397号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除 します。

令和 4年 7月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域 名古屋市南区砂口町67番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類 六価クロム化合物 (土壌溶出量基準) シアン化合物 (土壌溶出量基準)
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 423号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号)第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 7月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定する区域 名古屋市港区多加良浦町 1丁目 4番の一部

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

## 名古屋市告示第424号

## 道路に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように 道路の区域を変更し、令和4年7月5日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年7月5日

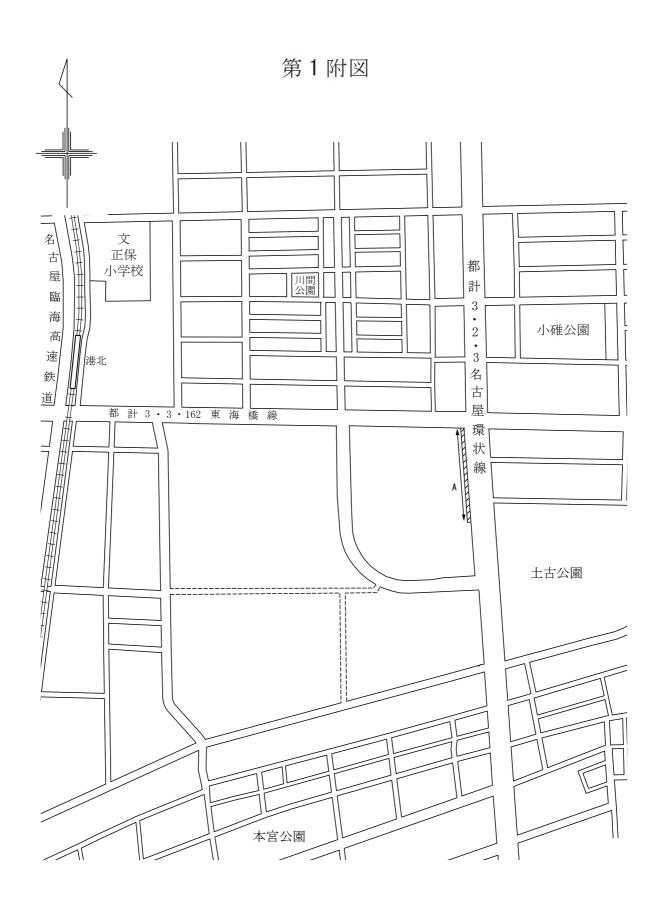
## 名古屋市長 河 村 たかし

## 道路の区域変更及び供用開始

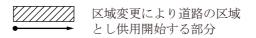
道路	整理		道	路	の	区	域		
の		路線名	区	間	変更の前	延長	幅員	摘	要
種類	符号		<u> </u>	lH1	後別	キロメートル	メートル		
市道	A	名古屋環状線	名古屋市港区川西 35番地先から	i通3丁目	前	0. 127	$33.60$ $\sim 33.62$	第 附	1 図
	Λ	名占座壕状線	名古屋市港区泰明 1番地先まで	]町1丁目	後	0. 127	$33.60$ $\sim 36.50$		
	A	切戸町鉄道白鳥線	名古屋市熱田区切 目24番地先から	ア町1丁	前	0.015	平均 4.41	第 附	2 図
	Α	沿線支線第2号	名古屋市熱田区切 目24番地先まで	ア町1丁	後	0.015	4. 00 ~ 6. 05		
	В	切戸裏道2号線	名古屋市熱田区切 目32番の10地先か		前	0.031	平均 2.10		
	Б	90万表担 2 万脉	名古屋市熱田区切 目32番の4地先ま		後	0.031	$3.19$ $\sim 4.03$		
	A	幸心高田線	名古屋市守山区幸 1410番の2地先か		前	0.018	2. 27	第附	3 図
	A	羊心可叫豚	名古屋市守山区幸 1412番の 2 地先ま		後	0.018	$\sim 3.14 \\ \sim 3.15$		

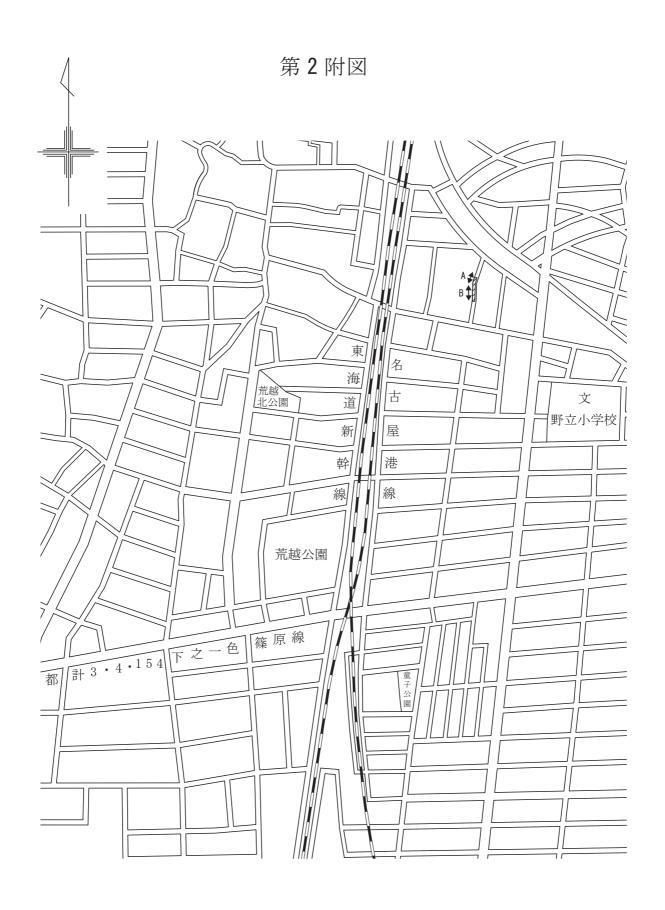
A	六郷第88号線	名古屋市北区上飯田通3丁 目9番の1地先から	前	0. 012	3. 08	第 4 附 図
A	77% 分00万 版	名古屋市北区上飯田通3丁 目9番の1地先まで	後	0. 012	4. 00	
Δ.	大高上瀬木川西第	名古屋市緑区森の里一丁目 96番の2地先から	前	0. 080	平均 3.50	第 5 附 図
A	1号線	名古屋市緑区森の里一丁目 96番の1地先まで	後	0.080	4. 63 ~ 5. 30	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

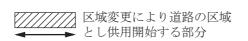


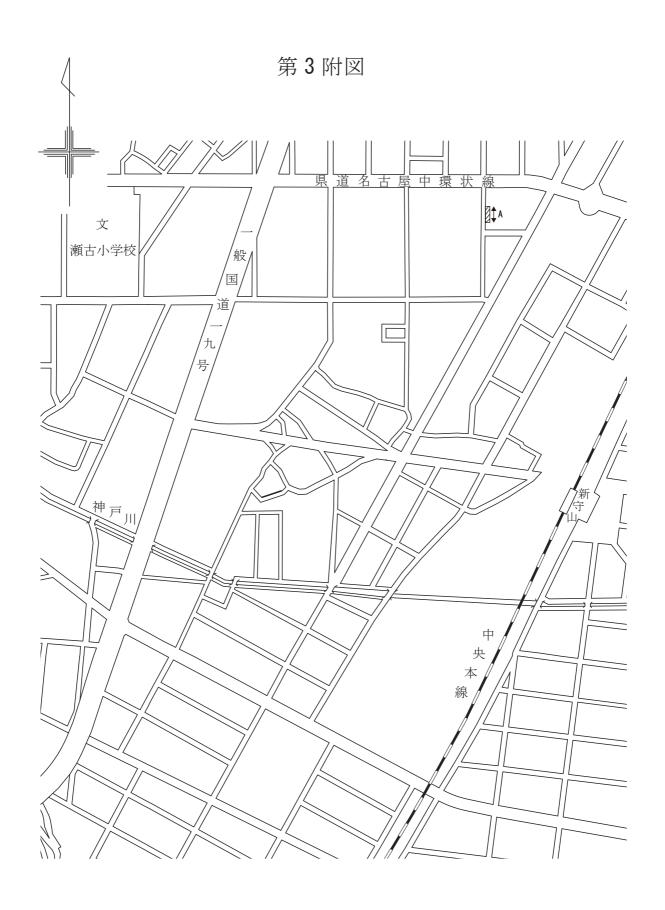
凡例



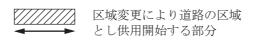


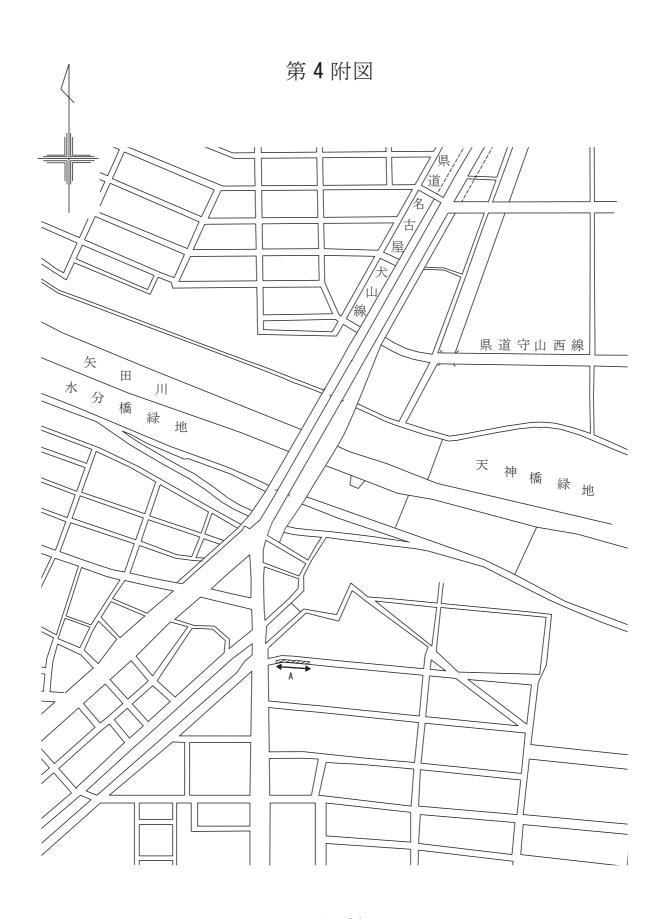
凡例



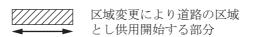


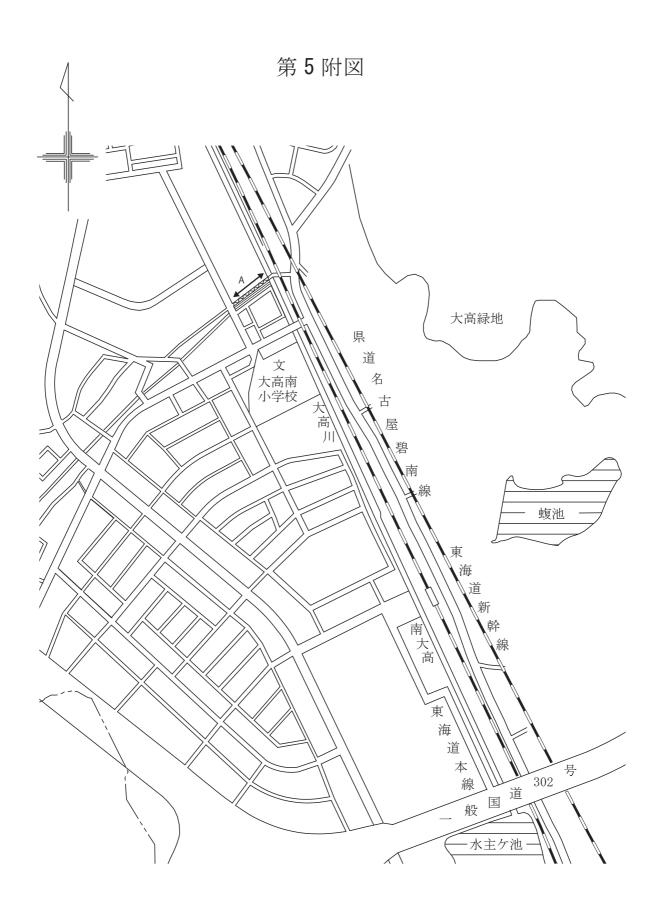
凡例





凡例





凡例

名古屋市達第26号

総 務 局 スポーツ市民局 経 済 局 住 宅 都 市 局

課の係及び分掌事務規程(平成12年名古屋市達第3号)の一部を次のように 改正する。

令和4年7月8日

名古屋市長 河 村 たかし

(3) アジア・アジアパラ競技大会の計画

(4) アジア・アジアパラ競技大会の競技

会場に係る企画及び総合調整に関する

等に関すること。

こと。

次の表のように改正する。

(3) アジア競技大会の計画等に関するこ

(4) アジア競技大会の競技会場に係る企

画及び総合調整に関すること。

(下線部分は改正部分)

#### 改正前 改正後 第1条 課の係及びその分掌事務並びに主 | 第1条 課の係及びその分掌事務並びに主 **査及びその分担事項は、次のとおりとす 査及びその分担事項は、次のとおりとす** る。 る。 (略) (略) 総務局 総務局 (略) (略) 総合調整部 総合調整部 (略) アジア競技大会推進室 アジア・アジアパラ競技大会推進室 推進係 推進係 (1) アジア競技大会の推進に係る総合調 (1) アジア・アジアパラ競技大会の推進 整に関すること。 に係る総合調整に関すること。 (2) アジア競技大会の広報に関するこ (2) アジア・アジアパラ競技大会の広報 に関すること。

- (5) <u>アジア競技大会</u>の選手村に係る総合 調整に関すること。
- (6) (略)
- (7) その他<u>アジア競技大会</u>に関するこ と。
- (8) アジアパラ競技大会に係る企画及び 調整に関すること。

主 査 (広報・事業調整)

- アジア競技大会の広報に関すること。
- (2) <u>アジア競技大会</u>の計画等に関すること。

主 査(事業調整)

- (1) <u>アジア競技大会</u>の競技会場に係る企 画及び総合調整に関すること。
- (2) <u>アジア競技大会</u>の選手村に係る総合 調整に関すること。

主査(アジア競技大会に係る連絡調整)(11)

- (1) <u>アジア競技大会</u>に係る連絡調整に関すること。
- (2) <u>アジア競技大会</u>に係る事業の推進に 関すること。

主 査 (<u>アジアパラ競技大会</u> に係る企画調整) (2)

(1) アジアパラ競技大会に係る企画及び 調整に関すること。

- (5) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>の選手 村に係る総合調整に関すること。
- (6) (略)
- (7) その他<u>アジア・アジアパラ競技大会</u>に関すること。

主 査 (広報・事業調整)

- (1) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>の広報 に関すること。
- (2) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>の計画等に関すること。

主 査(事業調整)

- (1) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>の競技 会場に係る企画及び総合調整に関する こと。
- (2) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>の選手 村に係る総合調整に関すること。

主 査 (アジア・アジアパラ 競技大会に係る連絡 調整) (11)

- (1) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>に係る 連絡調整に関すること。
- (2) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>に係る 事業の推進に関すること。

主 査 (<u>アジア・アジアパラ</u> <u>競技大会</u>に係る企画 調整) (2)

- (1) 局長の指定するアジア・アジアパラ 競技大会の推進に係る総合調整に関す ること。
- (2) 局長の指定するアジア・アジアパラ 競技大会の広報に関すること。
- (3) 局長の指定するアジア・アジアパラ 競技大会の計画等に関すること。
- (4) 局長の指定するアジア・アジアパラ 競技大会の競技会場に係る企画及び総 合調整に関すること。
- (5) 局長の指定するアジア・アジアパラ 競技大会の選手村に係る総合調整に関 すること。

(略)

スポーツ市民局

(略)

スポーツ市民局

(略)

スポーツ推進部

(略)

スポーツ施設室

(略)

主 査 (<u>アジア競技大会</u>に係 る施設整備等) (2)

- (1) <u>アジア競技大会</u>の競技会場に係るスポーツ施設の整備に関すること。
- (2) (略)

スポーツ戦略室

(略)

主 査(<u>アジア競技大会</u>等に 係る特命事項の処 理)

(1) <u>アジア競技大会</u>等に係る特命事項の 処理に関すること。

> 主 査(<u>アジアパラ競技大会</u> に係るスポーツ施策 の調整)(2)

(1) <u>アジアパラ競技大会</u>に係るスポーツ 施策の調整に関すること。

経 済 局

(略)

産業労働部

産業企画課

(略)

主 査(新型コロナウイルス 感染症対策に係る事 業者支援等)(3)

(1) (略)

(略)

住宅都市局

(略)

都市整備部

(略)

<u>アジア競技大会選手村後利用開発推</u> 進室

調査設計係

(1) アジア競技大会選手村後利用に係る

(略)

スポーツ推進部

(略)

スポーツ施設室

(略)

主 査 (<u>アジア・アジアパラ</u> <u>競技大会</u>に係る施設 整備等) (2)

- (1) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>の競技 会場に係るスポーツ施設の整備に関す ること。
- (2) (略)スポーツ戦略室

(略)

主 査 (<u>アジア・アジアパラ</u> <u>競技大会</u>等に係る特 命事項の処理)

(1) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>等に係る特命事項の処理に関すること。

主 査 (<u>アジア・アジアパラ</u> <u>競技大会</u>に係るスポ ーツ施策の調整) (2)

(1) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>に係る スポーツ施策の調整に関すること。

経 済 局

(略)

産業労働部

産業企画課

(略)

主 査 (新型コロナウイルス 感染症対策に係る事 業者支援等) (5)

(1) (略)

(略)

住宅都市局

(略)

都市整備部

(略)

アジア・アジアパラ競技大会選手村 後利用開発推進室

調査設計係

(1) アジア・アジアパラ競技大会選手村

基盤整備の調査、設計及び測量に関すること。

- (2) (略)
- (3) <u>アジア競技大会</u>選手村後利用に係る 基盤整備に伴う土地及び建物の登記に 関すること。
- (4) <u>アジア競技大会</u>選手村後利用に係る 基盤整備の施行地区内における建築行 為等の許可に係る意見に関すること。
- (5) <u>アジア競技大会</u>選手村後利用に係る 民間開発の推進に関すること。
- (6) (略)

主 査 (<u>アジア競技大会</u>選手 村後利用に係る民間 開発の推進)(2)

(1) <u>アジア競技大会</u>選手村後利用に係る 民間開発の推進に関すること。

工事係

(1) <u>アジア競技大会</u>選手村後利用に係る 基盤整備の工事の施行等に関するこ と。

> 主 査 (<u>アジア競技大会</u>選手 村後利用に係る基盤 整備の調整)(3)

(1) <u>アジア競技大会</u>選手村後利用に係る 基盤整備の調整に関すること。

(略)

後利用に係る基盤整備の調査、設計及 び測量に関すること。

- (2) (略)
- (3) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>選手村 後利用に係る基盤整備に伴う土地及び 建物の登記に関すること。
- (4) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>選手村 後利用に係る基盤整備の施行地区内に おける建築行為等の許可に係る意見に 関すること。
- (5) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>選手村 後利用に係る民間開発の推進に関する こと。
- (6) (略)

主 査 (アジア・アジアパラ 競技大会選手村後利 用に係る民間開発の 推進)(2)

(1) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>選手村 後利用に係る民間開発の推進に関する こと。

工 事 係

(1) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>選手村 後利用に係る基盤整備の工事の施行等 に関すること。

> 査 (アジア・アジアパラ 競技大会選手村後利 用に係る基盤整備の 調整)(3)

(1) <u>アジア・アジアパラ競技大会</u>選手村 後利用に係る基盤整備の調整に関する こと。

(略)

附則

この達は、令和4年7月11日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第15号

熱田生涯学習センターの臨時休室について

名古屋市生涯学習センター条例施行規則(平成12年名古屋市教育委員会規則 第10号)第3条第3項の規定に基づき、熱田生涯学習センター体育室を令和4 年8月15日から令和4年9月30日まで臨時休室します。

令和4年7月6日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市教育委員会告示第16号

教育委員会定例会の開催について

令和4年7月15日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年7月8日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

教育長職務代理者の指名について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

### 名古屋市上下水道局告示第9号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和4年7月29日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月7日

# 名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

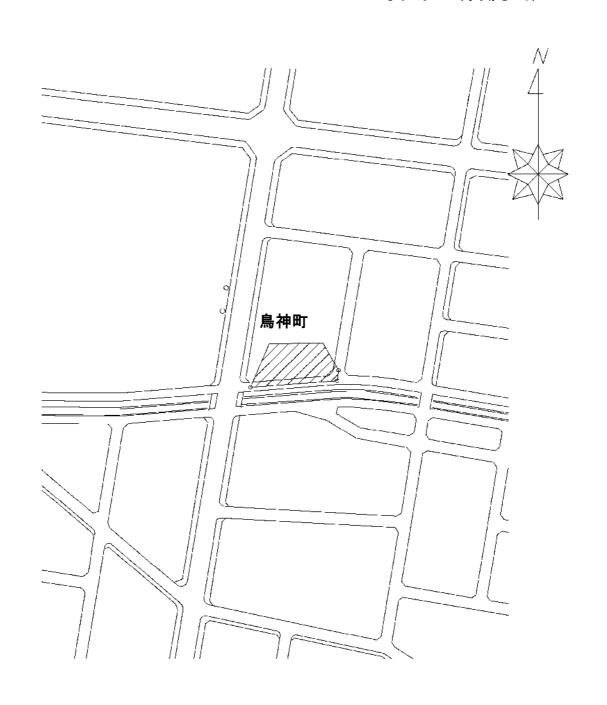
- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日 令和4年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う 終末処理場の位置及び名称

公共下水	く道の供用及び下れ	る区域	終末処理場の位置及	
区名	町 名	字・丁目	摘要	び名称
守山区	天子田三丁目		一部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	大森北一丁目		IJ	II
	大森八龍二丁目		IJ	11
	上 志 段 味	稲堀田新田 東谷 深田 前山 茂中	IJ	"
	鳥 神 町		11	II

3 供用を開始する排水施設の位置 別添図面のとおり 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

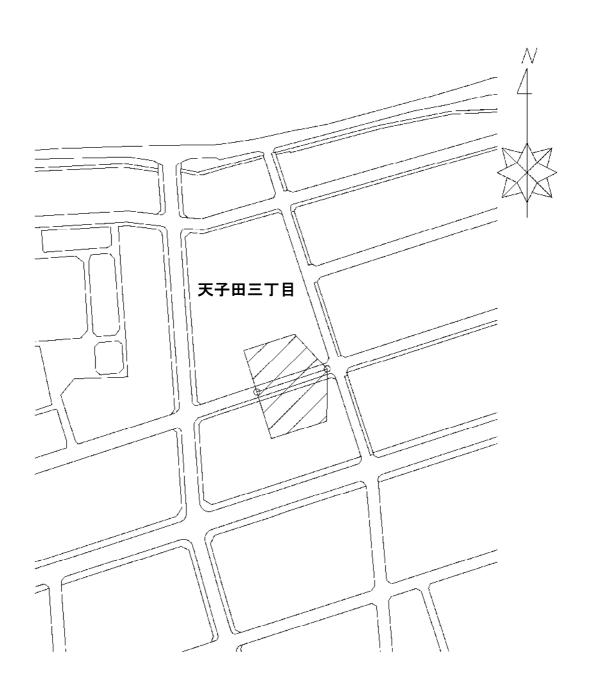
合流式	守山区(鳥神町)	
分流式	守山区(鳥神町を除く。)	

守山区(合流式)



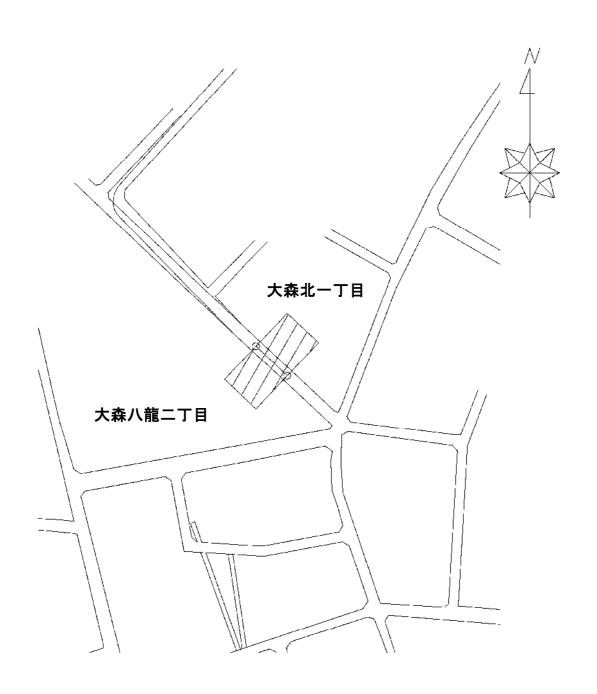


守山区(分流式) No. 1



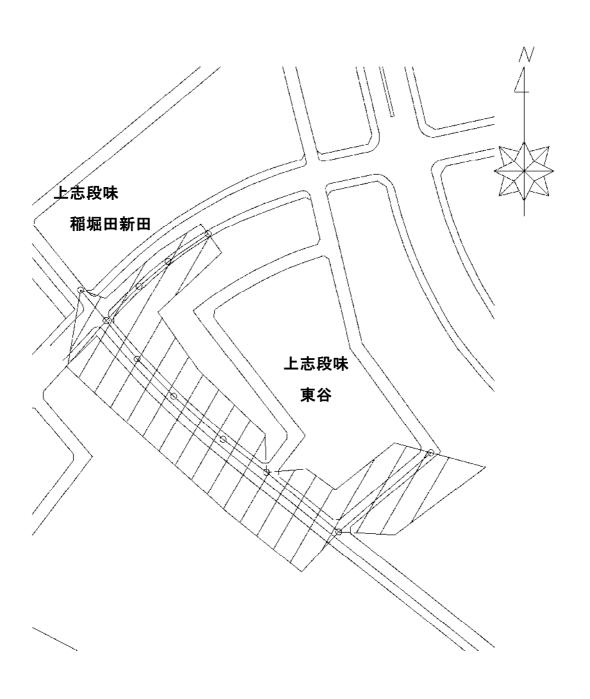


守山区(分流式) No. 2



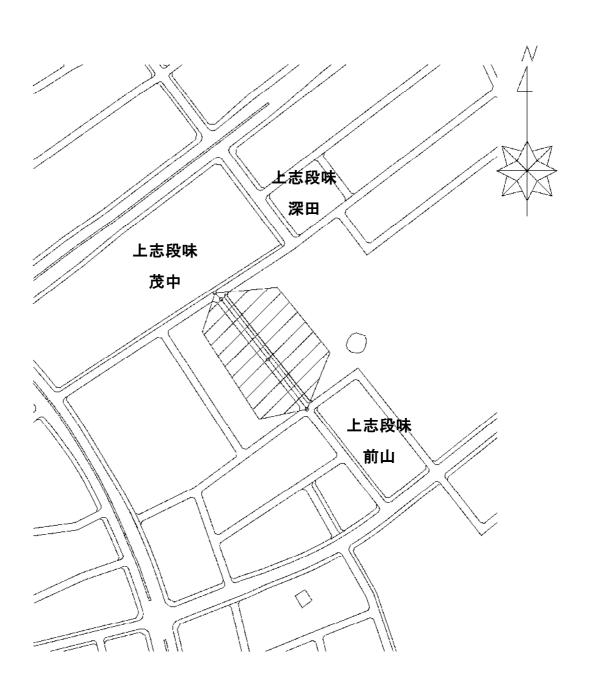


守山区(分流式) No. 3





守山区(分流式) No. 4





# 名古屋市交通局告示第8号

なごや観光ルートバス メーグル 1 D A Y チケットの発行及び なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号)第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット(以下「1DAYチケット」という。)を次のように発行します。なお、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について(令和4年名古屋市交通局告示第5号。以下「旧告示」という。)は、令和4年7月11日限り廃止します。

令和4年7月8日

名古屋市交通局長 小 林 史 郎

# 1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円
- 2 有効期間

令和4年7月12日から令和5年3月31日まで(なごや観光ルートバスの運行日に限ります。)

3 発行場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも 発行することがあります。

4 使用条件

1 DAYチケットは、1 枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なご や観光ルートバス及び都心ループバスに限って使用することができ、その使 用回数を制限しません。

# 5 発行期間

令和4年7月12日から令和5年3月31日まで

- 6 料金の払戻し
  - 1 D A Y チケットの払戻しは行いません。
- 7 不正使用

1 D A Y チケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス 全線一日乗車券の例によります。

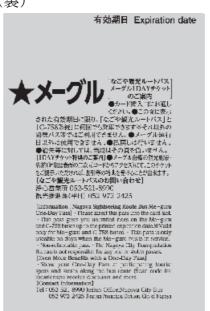
#### 8 様式

#### (1) 大人券

(表)



(裏)



#### (2) 小児券

(表)





# 9 乗車券の種類

前各項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自 動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普 通 券	普通券
カード乗車券	ICカード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無料乗車券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車する ことはできません。

# 10 その他

旧告示により発行又は発行したものとみなした乗車券は、この告示により 発行された1DAYチケットとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンスタイル上飯田 名古屋市北区織部町 1番 ほか 4筆

# 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前		変更後			
氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住 所	
_	_	_	イオンペッ ト㈱	代表取締役 米津 一郎	千葉県市川 市南八幡 4 丁目17番 8 号	

- 3 変更の日令和 4年 4月 7日
- 4 変更した理由 入店のため
- 5 届出の日

令和 4年 6月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 4日から同年11月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 自由ヶ丘プラザ名古屋市千種区自由ケ丘 3丁目 2番27号

# 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2	名古屋市千種区自由ケ丘 3丁目 2
番27号	<b>番27号</b>

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後		変更
No.	氏名 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住 所	年月日
	マックスバ				代表取締役		令和
1	リュ東海㈱	<b>神尾</b> 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年
			1295番地 1				5月
							24日
		_	_	阿部 好子		名古屋市千	令和
2				1 1 1 1 7 1		種区四谷通	3年
						1丁目23番	10月
						地	1日
				合同会社丹	代表社員	愛知県小牧	令和
3				77	丹羽 和代	市小木 3丁	3年
3						目 8	8月
							1日

- 3 変更の日
  - (1) 店舗の所在地については、令和 4年 6月27日
  - (2) 小売業者については、2(2)で既述

#### 4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 2及びNo. 3の小売業者については、入店のため
- 5 届出の日

令和 4年 6月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 4日から同年11月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 服部本山ビルディング 名古屋市千種区末盛通 5丁目12番地

# 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後		変更
No.	氏名 ス 和 新	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	年月日
1		代表取締役 神尾 啓治			代表取締役 作道 政昭		令和 4年
	4#\\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	/A 丰	1295番地 1	亦更れ1	<b>小丰</b> 岛 经犯	赤田みし	5月 24日
2	MMかましん 白揚		愛知県春日 井市勝川町 六丁目 140		代表取締役 高木 栄一	変史なし	令和 4年 4月
			ハリロ 140 番地				1日

- 3 変更の日2で既述
- 4 変更する理由 代表者変更のため

- 5 届出の日令和 4年 6月23日
- 6 届出書の縦覧場所 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 4日から同年11月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ左京山店 名古屋市緑区四本木 530番 ほか23筆

#### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前		変更後			
氏名 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス れ 称	代表者の 氏 名	住 所	
マックスバリュ東海㈱	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし	

- 3 変更の日令和 4年 5月24日
- 4 変更した理由 代表者変更のため
- 5 届出の日令和 4年 6月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 4日から同年11月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ鳴子店 名古屋市緑区鳴子町四丁目 1番

#### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前		変更後			
氏名 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス れ 称	代表者の 氏 名	住 所	
マックスバリュ東海㈱	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし	

- 3 変更の日令和 4年 5月24日
- 4 変更した理由 代表者変更のため
- 5 届出の日令和 4年 6月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 4日から同年11月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地マックスバリュ藤が丘店 名古屋市名東区藤が丘 171番地

# 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後		変更
No.	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	年月 日
	㈱東名サー	代表取締役	名古屋市名	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
1	ビス	柴田 哲文	東区藤が丘		柴田 一成		3年
1			143番地				1月
							26日
	藤栄ビルデ	代表取締役	名古屋市名	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
2	ィング(株)	柴田 哲文	東区藤が丘		柴田 一成		3年
4			143番地				2月
							17日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

		変更前		変更後	変更
No.	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は   代表者の   住 所 名 本 氏 名   日	年月 日

	マックスバ	代表取締役	浜松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
1	リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年
1			1295番地 1				5月
							24日
				㈱肆矢花	代表取締役	名古屋市中	令和
2				き卸売市	肆矢 勉	区松原二丁	3年
				場		目 7番 8号	3月
							1日
		_		侑シルク	代表取締役	名古屋市名	令和
3				ロード	伊藤 貢	東区大針三	3年
3						丁目 100番	3月
						地 4	1日
	_	_	_	㈱ワッツ	代表取締役	東京都北区	令和
1				東日本販	山野 博幸	赤羽二丁目	3年
4				売		51番 3号	9月
							17日

# 3 変更の日

2で既述

### 4 変更した理由

- (1) 設置者及び№ 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2からNo. 4までの小売業者については、入店のため

# 5 届出の日

令和 4年 6月23日

### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

#### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 4日から同年11月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン太閤ショッピングセンター 名古屋市中村区太閤一丁目19番24号

#### 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前				変更後	
氏名 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス れ 称	代表者の 氏 名	住 所
マックスバリュ東海㈱	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後	
氏名 ス 和 和	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所
		浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし

#### 3 変更の日

令和 4年 5月24日

- 4 変更する理由 代表者変更のため
- 5 届出の日令和 4年 6月16日
- 6 届出書の縦覧場所名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業 · 流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン徳川明倫ショッピングセンター 名古屋市東区明倫町 2番14号

# 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後	
氏名 ス 和 和	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
マックスバリュ東海㈱		浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後	
氏名 ス 和 和	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所
		浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし

#### 3 変更の日

令和 4年 5月24日

- 4 変更する理由 代表者変更のため
- 5 届出の日令和 4年 6月16日
- 6 届出書の縦覧場所名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業 · 流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 砂田橋ショッピングセンター 名古屋市東区砂田橋一丁目 1番10号

# 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後	
氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
マックスバリュ東海㈱	代表取締役神尾 啓治	浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後	
氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
		浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし

#### 3 変更の日

令和 4年 5月24日

- 4 変更する理由 代表者変更のため
- 5 届出の日令和 4年 6月16日
- 6 届出書の縦覧場所名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業 · 流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ今池店 名古屋市千種区内山一丁目 507番 ほか 4筆

# 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後	
氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
マックスバリュ東海㈱	代表取締役神尾 啓治	浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後	
氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
		浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし

#### 3 変更の日

令和 4年 5月24日

- 4 変更する理由 代表者変更のため
- 5 届出の日令和 4年 6月16日
- 6 届出書の縦覧場所名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業 · 流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ香流店 名古屋市名東区香流二丁目 908番地 ほか 7筆

### 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			
氏名又は(代	表者の	住所	氏名又は	代表者の	<b>企</b>	年月
名 称 氏	名	住 所	名 称	氏 名	住 所	日
マックスバ代表	長取締役 浜	松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
リュ東海㈱神馬	喜 啓治篠	まケ瀬町		作道 政昭		4年
	12	295番地 1				5月
						24日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後		変更
No.	氏名又は	代表者の	住 所	氏名又は	代表者の	住所	年月
	名 称	氏 名		名 称	氏 名		日
	マックスバ	代表取締役	浜松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
1	リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年
1			1295番地 1				5月
							24日

	DCMカー		愛知県刈谷	DCM㈱		東京都品川	
2	マ(株)	本田 桂三	市日高町 3		石黒 靖規	区南大井 6	3年
4			丁目 411番			丁目22番 7	3月
			地			号	1日

2で既述

#### 4 変更する理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、名称、住所及び代表者変更のため
- 5 届出の日

令和 4年 6月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ川原店 名古屋市昭和区川原通 6丁目 2番 1号

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前				変更	
氏名又は	代表者の	住所	氏名又は	代表者の	住 所	年月
名 称	氏 名		名 称	氏 名		日
マックスバ	代表取締役	浜松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年
		1295番地 1				5月
						24日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後			
No.	氏名又は	代表者の	住 所	氏名又は	代表者の	住所	年月	
	名 称	氏 名		名 称	氏 名		日	
	マックスバ	代表取締役	浜松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和	
1	リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年	
1			1295番地 1				5月	
							24日	

	DCMカー マ㈱	代表取締役 本田 桂三	愛知県刈谷 市日高町 3	D C M傑	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川 区南大井 6	
2	Y (174)	平田 住二	丁目 411番		口羔 明观	区用八开 0 丁目22番 7	3月
			地			<del>당</del>	1日

2で既述

#### 4 変更する理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、名称、住所及び代表者変更のため
- 5 届出の日

令和 4年 6月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ篠原橋東店 名古屋市中川区清川町 2丁目 1番 1 ほか 1筆

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前				変更	
氏名又は	代表者の	住所	氏名又は	代表者の	住 所	年月
名 称	氏 名		名 称	氏 名		日
マックスバ	代表取締役	浜松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年
		1295番地 1				5月
						24日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後			
No.	氏名又は	代表者の	住 所	氏名又は	代表者の	住所	年月	
	名 称	氏 名	正 771	名 称	氏 名		日	
	マックスバ	代表取締役	浜松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和	
1	リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年	
1			1295番地 1				5月	
							24日	

	()	T		ı	ı	1 1
	㈱キャンド	代表取締役	東京都新宿	 		令和
0	ウ	城戸 一弥	区北新宿二			3年
2			丁目21番 1			3月
			号			31日

2で既述

#### 4 変更する理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、退店のため
- 5 届出の日

令和 4年 6月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ昭和橋通店 名古屋市中川区法蔵町 2丁目20番 ほか 6筆

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前				変更	
氏名又は	代表者の	住所	氏名又は	代表者の	住 所	年月
名 称	氏 名		名 称	氏 名		日
マックスバ	代表取締役	浜松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年
		1295番地 1				5月
						24日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後		変更
No.	氏名又は	代表者の	<b>分</b>	氏名又は	代表者の	住所	年月
	名 称	氏 名	住 所	名 称	氏 名	住所	日
	マックスバ	代表取締役	浜松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
1	リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年
1			1295番地 1				5月
							24日

2	スギホール ディングス ㈱		愛知県大府 市横根町新 江62番地の	 _	_	令和 3年 3月
			1			1日
	㈱メディア	代表取締役	名古屋市中	 _		令和
9	ック	鬼頭 亨志	川区八田町			3年
3			2007番地			3月
						1日

2で既述

#### 4 変更する理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2及びNo. 3の小売業者については、退店のため
- 5 届出の日

令和 4年 6月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ鳩岡店 名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番17 ほか 1筆

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前		変更後			
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
マックスバリュ東海㈱	代表取締役神尾 啓治	浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前		変更後			
氏名 ス 和 和	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
		浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし	

## 3 変更の日

令和 4年 5月24日

- 4 変更する理由 代表者変更のため
- 5 届出の日令和 4年 6月16日
- 6 届出書の縦覧場所名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地マックスバリュ福船店 名古屋市中川区福船町 2丁目 1番 1号

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更
氏名又は	代表者の	住所	氏名又は	代表者の	住 所	年月
名 称	氏 名		名 称	氏 名		日
マックスバ	代表取締役	浜松市東区	変更なし	代表取締役	変更なし	令和
リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町		作道 政昭		4年
		1295番地 1				5月
						24日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更
氏名又は	代表者の	住 所	氏名又は	代表者の	住 所	年月
名 称	氏 名		名 称	氏 名	12. 171	日
マックスバ	代表取締役	浜松市東区				令和
リュ東海㈱	神尾 啓治	篠ケ瀬町				元年
		1295番地 1				9月
						1日

#### 3 変更の日

#### 2で既述

- 4 変更する理由
  - (1) 設置者については、代表者変更のため
  - (2) 小売業者については、退店のため
- 5 届出の日

令和 4年 6月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 6日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 7月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アオキスーパー福徳店 名古屋市北区光音寺町字野方1919番 4の一部 ほか 1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行 う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住
㈱アオキスーパー	代表取締役	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 1番
	青木 俊道	地

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住	所
㈱アオキスーパー	代表取締役	名古屋市中村区鳥居西通	1丁目 1番
	青木 俊道	地	
未定	未定	未定	

3 大規模小売店舗の新設をする日令和 5年 3月 1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,182平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数

100台

(2) 駐輪場の収容台数

111台

(3) 荷さばき施設の面積326平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

33.45立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱アオキスーパー	午前 9時00分	午後 9時30分
未定		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設		荷さばき可能時間帯
北西側	荷さばき施設①	午前 6時00分から午後10時00分まで
南東側	荷さばき施設②	

7 届出の日

令和 4年 6月30日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階) 北区役所情報コーナー及び西区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月 7日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

# 教育委員会の人事異動

坪田知広は、令和4年7月4日教育長に任命された。

西淵茂男及び船津静代両教育委員は、令和4年7月4日教育長の職務を代理 する者として指名された。 名古屋高速道路公社公告第 2号

令和 2年名古屋高速道路公社公告第 1号(名古屋高速道路の料金及び料金の 徴収期間の変更)の一部を次のように改正し、令和 4年 7月 6日から実施する。

令和 4年 7月 5日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

- 1 2 基本料金の額 (2) 運用方法に次のように加える。
  - エ リフレッシュ工事等に伴う料金調整 名古屋高速道路等の特定区間におけるリフレッシュ工事等を実施する にあたり、交通の分散等を目的として償還に支障のない範囲において 名古屋高速道路の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、 料金調整額及び実施期間等について事前に国土交通大臣に届け出るも のとする。
- 2 以下の号を次のように改める。
  - 3 特別の措置の表D及び 4 基本料金及び特別の措置における割引(1) カの表 2の名古屋西ジャンクション南インターチェンジを千音寺南インターチェンジに改める。
- 3 以下の号を次のように改める。
  - 4 基本料金及び特別の措置における割引 (1) カの表 2の名四西インターチェンジを飛島北インターチェンジに改める。